

令和4年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年3月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第8号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第9号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第10号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第11号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第12号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第13号	飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第14号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第15号	飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第16号	飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第17号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例について
第12	議案 第18号	財産の無償譲渡について(飛騨市ケーブルテレビ情報施設)
第13	議案 第19号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第20号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第21号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第16	議案 第22号	飛騨市不妊治療費助成金条例を廃止する条例について

令和4年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年3月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第17	議案 第23号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第24号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第25号	飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
第20	議案 第26号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第21	議案 第27号	飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について
第22	議案 第28号	指定管理者の指定について(飛騨市大無雁コミュニティーセンター)
第23	議案 第29号	指定管理者の指定について(飛騨市西忍コミュニティーセンター)
第24	議案 第30号	指定管理者の指定について(飛騨市坂下生活改善センター)
第25	議案 第31号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
第26	議案 第32号	高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
第27	議案 第33号	飛騨市飛騨牛調教用グラウンド施設条例を廃止する条例について
第28	議案 第34号	市道路線の廃止について
第29	議案 第35号	市道路線の認定について
第30	議案 第45号	令和4年度飛騨市一般会計予算
第31	議案 第46号	令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第32	議案 第47号	令和4年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年3月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第33	議案 第48号	令和4年度飛騨市介護保険特別会計予算
第34	議案 第49号	令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第35	議案 第50号	令和4年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第36	議案 第51号	令和4年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第37	議案 第52号	令和4年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第38	議案 第53号	令和4年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第39	議案 第54号	令和4年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第40	議案 第55号	令和4年度飛騨市情報施設特別会計予算
第41	議案 第56号	令和4年度飛騨市給食費特別会計予算
第42	議案 第57号	令和4年度飛騨市水道事業会計予算
第43	議案 第58号	令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第44		総務常任委員会調査報告について
第45		産業常任委員会調査報告について
第46		議員定数等特別委員会調査報告について
第47	発議 第1号	ロシア連邦によるウクライナ侵略に抗議する決議

○出席議員（13名）

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
総務部長	泉 原	利 匡

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	水 上	渡 時
	渡 辺	莉 奈

（ 開会 午後10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、高原議員、13番、葛谷議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第8号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第24 議案第30号 指定管理者の指定について（飛騨市坂下生活改善センター）

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第8号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第24、議案第30号、指定管理者の指定について、飛騨市坂下生活改善センターまでの23案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

これら23案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

徳島総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 徳島純次 登壇〕

●総務常任委員長（徳島純次）

それでは、総務常任委員会に付託されました案件につきましてご報告いたします。第30号までの合計23案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

さる3月11日、午後1時より、委員会室において審査を行いました。はじめに、議案第8号について申し上げます。

本案は、3つの改正があり、1つ目は、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員に準じて期末手当を0.15ヵ月分減額するもので、昨年12月期に支給した期末手当の0.15ヵ月分を令和4年6月期で減額する改正であります。

2つ目は、1時間当たりの給与額、期末手当及び勤勉手当の基礎額の算定に対する地域手当の取扱いを国家公務員に準じる改正であります。

3つ目は、獣医師の処遇を改善するために、初任給調整手当を創設し支給するための改正であります。

次に、議案第9号について申し上げます。議案第8号と同様に、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員に準じて期末手当を0.1ヵ月分減額するもので、昨年12月期に支給した期末手当の0.1ヵ月分を令和4年6月期で減額する改正であります。

次に、議案第10号及び第11号について申し上げます。令和3年人事院勧告を受けた国家公務員に準じた、国の特別職の支給率の引下げにあわせて、市長、副市長、教育長の期末手当を議案第8号と同様に減額する改正であります。

次に、議案第12号について申し上げます。議案第10号と同様に議会議員の期末手当を0.15ヵ月分減額する改正で、昨年12月期に支給した期末手当の0.15ヵ月分を令和4年6月期に減額する改正であります。

議案第8号から第12号までをまとめた質疑の内容についてご報告いたします。「人事院勧告が出てから12月に対応した自治体があったのに、飛騨市はなぜ6月なのか。」という質疑があり、国から人事院勧告に基づく対応は12月の改定を見合わせるよう通知があり、12月に対応した自治体は人事委員会を持つ都道府県や、政令市などであるとの答弁がありました。

次に、「3月末で退職された方にはどう対応するのか。」との質問があり、本年6月1日の在籍の職員が対象となるため、3月末で退職する職員には適用されないとの答弁でした。

次に、議案第13号について申し上げます。本案は3つの改正があります。1つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種手当の創設で、医療職給料表の適用を受ける職員が休日等にワクチン接種業務に従事した場合に手当が支給できるようにするための改正であります。

2つ目は、獣医師の確保に向け処遇を見直したもので、獣医師手当とは別に時間外勤務手当が支給できるようにするための改正。

3つ目は、人工授精取扱手当を月額制から実績回数に応じて支給する形態へ見直す改正であります。施行日は、令和4年4月1日です。

質疑の内容についてご報告いたします。「手当の改正でどれくらい手当が高くなるのか。」との質疑があり、獣医師の時間外手当が今まで出ていなかったもので、その分が増額となる。人工授精師は実績回数で支給しても現状と変わらない見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第14号について申し上げます。本案は、人事院が国に対して行った「公務員の人事管理や国家公務員の育児休業等に関する見直し」に倣い、職員の育児休業等に関する見直しを行うものです。具体的には、非常勤職員の育児休業や部分休業の取得要件を緩和するものです。

また、育児休業を取得しやすい勤務環境整備のために、制度周知及び研修・相談体制を整備するための改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「職員数が限られている中で採用後にすぐ休暇となるとほかの人の負担が重くなるのではないか。」との質疑があり、欠員は新たに会計年度任用職員の募集を行うなどして対応していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第15号について申し上げます。本案は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、部の名称を定めた内部組織設置条例の中にある、病院管理室の名称を病院事務局へ変更する改正であります。

また、この改正により影響がある飛騨市議会委員会条例の病院管理室の名称について、併せて改正するものであります。質疑はございませんでした。

次に、議案第16号について申し上げます。本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴う、本市の個人情報保護条例の改正であります。

具体的に1つ目は、個人情報に電子計算機で使用するために変換されたDNAや指紋、マイナンバーや運転免許証番号を個人識別符号として定義を明確にするための改正。

次に2つ目は、情報の取扱いにより差別や偏見が生じる恐れがある、人種・信条・病歴等の情報を要配慮個人情報として定義するための改正。

3つ目は、個人情報の不適切な利用を禁止する規定を追加する改正。

4つ目は、個人の権利又は正当な利益が害される恐れがある場合に、利用中止等の請求権を追加する改正。

5つ目は、5,000人を超える個人情報を取り扱う事業者に対して、趣旨に反する行為があれば措置できていましたが、その件数要件が撤廃され、全ての事業者が適正に情報を扱うことが求められることになり、措置の対象となる改正であります。質疑はございませんでした。

次に、議案第17号について申し上げます。本案は、市長の諮問機関として設置する附属機関のうち、役割を終え開催実績が無いなど、必要性がなくなった4機関を廃止し、それに伴い非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものです。加えて、特定空家等対策条例から、必要がなくなった対策審議会の規定箇所を削除する改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「条例で規定せず諮問機関をつくったほうが運営しやすいのではないか。」との質問があり、近年は要綱で設置するものが多く、条例で設ける必要のあるものや非常に重い位置付けにあるものということであれば、改廃がスムーズな要綱に規定するという考えでいきたいとの答弁でした。

次に、議案第18号について申し上げます。本案は、令和5年度から民営化を予定している飛騨市ケーブルテレビ事業を実施するため、市が持つ光ケーブルなどのケーブルテレビ情報施設設備の一式を無償で譲渡するためのものであります。譲渡の相手方は、愛知県名古屋市にある中部テレコミュニケーション株式会社です。

質疑の内容についてご報告いたします。「ケーブルテレビ工事の進捗は順調か。」との質疑があり、工事は順調で、河合地区で300戸余りの切替え工事が進んでおり、今後、古川、宮川、神岡の順で進めていくとの答弁でした。

次に、議案第19号について申し上げます。本案は、3つの見直しが行われました。

1つ目は、使用料の算定方法を統一することによる見直しで、算定対象となる面積の考え方を整理し、基準単価により算出したことによる改正であります。なお、施設は、公民館施設6施設、コミュニティー施設11施設、古川町保健センター分館、古川町総合保健福祉センターの合計19施設となります。

また、学校開放施設とスポーツ施設については、基準単価と使用時間数に応じた使用料への改正であります。

2つ目は、スポーツ施設における見直しで、2施設の廃止とキャンプ場施設使用料を類似施設との均衡を図る改正であります。

3つ目は、文化施設の見直しで、飛騨みやがわ考古民俗館の無料化と高原郷土館の入館料を江

馬館跡公園と同額とする改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「みやがわ考古民俗館の開館日数を増やせないのか。」との質問があり、国道360号が開通した場合は開館日数を増やすよう検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第20号について申し上げます。本案は、平成27年5月に解散した神岡町内の旧船津中央区において、仲町と緑町の2町内会、21世帯、42人で構成する大津通地区を新たに設置するための改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「今後、小さな町内のまとまり方でも、防災上の観点から行政区として認めていくのか。」との質疑があり、小さい行政区のデメリットをきちんと伝え理解を得たうえで受け付ける考えでいるとの答弁でした。

次に、議案第21号について申し上げます。本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、保育事業等に当たる事業者が作成する書面や保護者への入園説明などの手続き、あるいは事故報告等の記録の保存について、紙ではなくデータよる対応が可能とする改正であります。質疑はございませんでした。

次に、議案第22号について申し上げます。本案は、不妊治療が令和4年4月から保険適用となることから、市独自で助成してきた助成金事業を廃止するための廃止条例であります。ただし、今回の保険適用により個人負担が生じることから、これまでの制度と同水準の支援ができるよう、新たな助成制度を創設し個人負担部分に対応するということであります。

「新たな助成制度の内容はどのようなものか。」との質疑があり、現行条例の制度をおおむね引継ぐ制度を要綱でつくり対応するとの答弁でした。

次に、議案第23号について申し上げます。本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律と令和4年度税制改正により、国民健康保険法施行令が改正されたため、所要の改正を行うものです。具体的には、未就学児に対する均等割の保険料を減額する制度が創設されたことに伴う改正。2つ目は、令和4年度税制改正により保険料限度額を引上げるものであります。質疑はございませんでした。

次に、議案第24号について申し上げます。本案は、2つの改正があり、1つ目は、過去の居住関係の公証の高まりから住民票の除票、戸籍の附票の除票の写しなどが交付できるよう制度が明確化され住民基本台帳法が改正されました。これに伴い本市の条例を改正するものであります。

2つ目は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律が改正されたことに伴い、プロパンやLPなどの保安確保機器設置等に伴う認定申請手数料と貯蔵施設等の変更許可申請手数料を改正するものであります。質疑はございませんでした。

次に、議案第25号について申し上げます。本案は、全国的な消防団員の減少対策として、団員の処遇改善への取り組みが国から通知されたことに伴い、年報酬、出勤報酬、費用弁償等の見直しを行う改正であります。また、団員定数850人を実人員数と整合させるため、850人から800人に見直す改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「交付税の措置はあるのか。」との質疑があり、普通交付税と特別交付税の措置があるとの答弁でした。

次に、議案第26号について申し上げます。本案は、老朽化し、利用実績が少ない解体済の古川町森林公園の管理棟・研修棟を廃止し、サイクリングロードを冬期間を休場とする改正であります。また、黒内屋内運動場について、利用実態にあわせた使用時間へ見直す改正であります。質疑はございませんでした。

次に、議案第27号について申し上げます。本案は、コミュニティー施設の開館時間を統一するための改正で、夢館、上村地区コミュニティー施設2施設の閉館時間の変更と神和荘、神岡町ふれあいセンター2施設の開館時間を変更するための改正であります。質疑はございませんでした。

次に、議案第28号から議案第30号について申し上げます。議案第28号は、大無雁コミュニティーセンターの指定管理者を指定するもので、指定管理者は、宮川町の南部振興会です。

次に、議案第29号については、西忍コミュニティーセンターの指定管理者を指定するもので、指定管理者は、宮川町の西忍地方改良会です。

最後に議案第30号については、坂下生活改善センターの指定管理者を指定するもので指定管理者は、宮川町の打保区です。3案件とも指定期間は令和4年度から5年間です。

「地区から施設の部分的な修繕ができないかという意見が聞かれるが、今回の指定更新にあたり説明してあるのか。」との質疑があり、そのような意見を聞いているがトイレの洋式化を優先しているため、その後に対応したいとの答弁でした。

当委員会に付託されました、これら23案件については、いずれも討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第8号から議案第30号までの23案件につきまして、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第8号から議案第30号までの、23案件について、委員長の報告は可決であり、これら23案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よってこれら23案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第25 議案第31号 飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第29 議案第35号 市道路線の認定について

◎議長（澤史朗）

日程第25、議案第31号、飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例についてから日程第29、議案第35号、市道路線の認定についてまでの5案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

これら5案件については産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

●産業常任委員長（籠山恵美子）

それでは、産業常任委員会に付託されました、議案第31号から議案第35号までの合計5案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

さる3月11日、午前10時より、委員会室において審査を行いました。はじめに、議案第31号について申し上げます。

本案は、2つのし尿処理施設について、老朽化と下水道の普及や人口減少による処理量の減少による問題を効率的に解決するため、老朽化が著しい施設側を処理施設から中継施設に変更し、もう一方の施設に処理を統合することにより、安定したし尿処理を実現するための改正であります。

具体的には、北吉城クリーンセンターを処理施設から中継施設へ変更し、みずほクリーンセンターで処理を統合して行うものであります。施行日は令和4年4月1日です。

質疑の内容についてご報告いたします。「老朽化が激しいとのことだが、今後の改修計画はどのようなものがあるのか。」との質疑があり、数年前の検討では大規模修繕はせず、通常の修繕を見込んでいたが、来年度以降に今後の方針を検討していくとの答弁がありました。

次に、「北吉城クリーンセンターは中継施設のみになるが、スタッフ編成はどうなるのか。」との質疑があり、現在、地元の業者に管理委託しているが手間がかからなくなったことから3名から1名に減るとの答弁でした。

「お盆、正月に搬入量が増えると思うが、みずほクリーンセンターの処理能力に問題はないのか。」との質疑があり、令和2年度実績では処理能力に対して80%程度のため、対応可能であるとの答弁でした。

「みずほクリーンセンターへ運ぶ頻度はどのくらいか。」という質疑に対しては、週5日、毎日運ぶ予定とのことと10トン車で1日2、3回運ぶという答弁でした。

また、「三川原地区で交通量が増えることに対して地元区の理解はあるのか。」との質疑には、数年前から地元区に説明を重ねてきており地域の理解を得ているとの答弁でした。

議案第32号について申し上げます。現在、高山市が本市にし尿処理を委託しておりますが、本案は、議案第31号により北吉城クリーンセンターが処理施設から中継施設に変更になったことにより、両市で交わっていた委託事務の内容、委託区域、費用の負担割合をあわせて見直すものであります。施行日は令和4年4月1日です。本案についての質疑はございませんでした。

議案第33号について申し上げます。本案は、平成24年の全国和牛能力共進会に、本市から群で候補牛を出品するための調教する場所を、飛騨河合飛騨牛繁殖センターの敷地内に調教用グラウンドとして設置しておりました。

その後の共進会では、群での出品がなくなったことに加え、家畜伝染予防強化などにより繁殖

センター敷地内での利用が難しく、利用がないことから廃止するものです。

なお、令和4年度に飛騨河合飛騨牛繁殖センター保管庫旧匠童夢内に繋留柵を設置予定で、今後、調教が必要となった場合は、同保管庫で対応します。施行日は、公布の日です。

質疑の内容についてご報告いたします。「10年以上1回も使用がなかったのか。」との質疑があり、平成22年に完成してから平成26年前半まで、市の研修や市の共進会、調教などで、かなり多く使用していたとの答弁でした。

議案第34号及び第35号について申し上げます。議案第34号は古川町2路線、宮川町1路線、神岡町5路線の計8路線について廃止するものです。その内、古川町の1路線については廃止のみで、その他の7路線については廃止後に新たに議案第35号で認定するものです。

議案第35号では、古川町1路線、宮川町1路線、神岡町8路線の計10路線について認定となります。

廃止及び認定の理由は、1つ目に飛騨古川駅東開発に伴うエリア内の市道の廃止が1路線。

2つ目に、国道360号種蔵打保バイパスの供用開始に伴う旧道部分の市道認定に伴うものが1路線の廃止と1路線の認定。

3つ目に古川南部農免道路の市道認定に伴うものが1路線の廃止と1路線の認定、次に神岡農免道路の市道認定に伴うものが5路線の廃止と8路線の認定によるものです。2議案についての質疑はございませんでした。

当委員会に付託されました、5案件については、いずれも討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第31号から議案第35号までの5案件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第31号から議案第35号までの5案件について、委員長の報告は可決であり、これら5案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら5案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第30 議案第45号 令和4年度飛騨市一般会計予算
から

日程第43 議案第58号 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

◎議長（澤史朗）

日程第30、議案第45号、令和4年度飛騨市一般会計予算から、日程第43、議案第58号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの14案件を会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

これら14案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条、第3項の規定により、委員長報告は省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって本案にかかる委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第45号から議案第58号までの14案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、議案第45号から議案第58号までの14案件について、一括して採決をいたします。

議案第45号から議案第58号までの14案件について、委員長の報告は可決であります。

これら14案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって これら14案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第44 総務常任委員会調査報告について

◎議長（澤史朗）

日程第44、総務常任委員会調査報告についてを議題といたします。

●総務常任委員長（徳島純次）

今年度は感染力の強いデルタ株、オミクロン株の蔓延により、活動が制限される中での活動でしたが、総務常任委員会としての活動報告をさせていただきます。

まず、4月10日に所管事務調査を行い、今年度の主要事業や課題について聞き取り調査を行いました。その結果を踏まえて、5月21日に7箇所を管内視察いたしました。

初めに、古川中学校の英語、地理、国語、歴史及び体育に於けるタブレットの活用状況を視察しました。今後、ICT知識・技能の更なる向上とICT支援員の増員が必要との意見がありました。

次に、古川消防署を視察しました。動画による訓練の状況や隊員の安全を確保する最新の道具を見学しました。消防隊員や消防団員のコロナ禍での活動で心身ともにストレスがたまると思われそうですが、しっかりケアをして頂きたいとの意見がありました。

次に、船津火災現場を視察しました。地域の意向を踏まえ、売却、民間活用等幅広く検討頂き、早期に方針を明確にすべき課題があります。

次に、神岡城、鉦山資料館を視察しました。54年が経過し老朽化した資料館で、昔の神岡鉦山の様子を知ることができる施設であります。資料の展示物、展示方法の検討と周辺施設との連携等の検討をして、リニューアルする必要があると感じました。

次に、ハイパーカミオカンデ工事現場を視察しました。周辺地域の騒音、振動に配慮した工事施工方法が採用された工事現場です。飛騨市全体の経済活性化に繋がるよう期成同盟会の活動を支援していく必要があるとの意見がありました。

次に、旧河合小学校体育館を視察しました。歴史ある河合町地歌舞伎の歌舞伎小屋の地位が確立されつつありますが、将来を見越して保存会自体の活動で、自立できる方策を検討することが必要であるとの意見が出ました。

最後に、河合町プールを視察しました。河合・宮川小学校児童には必要な施設であるが、規模を含めて利活用促進の検討が必要との意見がありました。

8月16日に「コロナ禍による厳しい財政状況に対する意見書」を採択し議長に提出しました。この意見書は、社会保障関係費が毎年度増加するので、他の地方歳出にしわ寄せをしないこと、コロナによる固定資産税の特例措置を延長しないこと、固定資産税の負担調整措置の特例を延長しないこと、自家用乗用車を取得した場合の自動車税、軽自動車環境性能割の軽減措置の延長をしないこと、炭素税の創設又は既存の地球温暖化対策のための国税を拡充する場合は、地方に税の分配を求めるという内容です。

8月25日に、5月に新型コロナウイルス感染症の影響で視察ができなかった飛騨市多機能型障がい者支援センターの視察をしました。モデル事業を行い将来的には就労継続支援B型事業所を目指す説明があり、質疑として「ショートステイを新規に行うが、ショートステイ利用者収入と職員増員配置による収支が見合うのか。」「職員の採用は大丈夫か。」など、安定経営に関する事項等がありました。

これら所管事務調査や管内視察を終えた結果、及び市民と議会との語る会に頂いた意見を集約するなかで、さらに深く理解を深めるとの思いで、12月8日に「第4次行政改革大綱の進捗状況」に関する所管事務調査を行い、12月10日に古川中学校実践公表会にてICT教育の活用、習熟度の現状を視察しました。

12月22日に市民と議会との意見交換会で頂いた意見を集約したなかから市に対する要望を検討し、1. 周辺地域住民の高齢者・交通弱者の移動手段の確保と利便性の向上について。2. 農産物の規格外品や売れ残り品等の提供窓口の設置支援について。3. ハイパーカミオカンデ工事関係者及び研究者の宿泊施設・住宅を市内に誘致する活動への支援について。4. 児童生徒の通学路の更なる安全確保について。5. 災害時の情報収集手段や避難場所の設営への支援についての5点について、本年、1月17日、市への要望書として提出させて頂きました。その他条例案件を審査いたしました。

以上、令和3年度 総務常任委員会活動報告とさせていただきます。

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これで総務常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第45 産業常任委員会調査報告について

◎議長（澤史朗）

日程第45、産業常任委員会調査報告についてを議題といたします。

●産業常任委員長（籠山恵美子）

総務常任委員会同様、産業常任委員会もコロナ禍の影響により、今年度は活動がさまざま制限されました。そういうなかでの委員会活動であります。報告させていただきます。

令和3年度は、管外視察は望めない状況でしたが、その分、管内視察の充実を考えながら計画をたてました。

まず、5月20日、産業常任委員会として7箇所の視察研修を行いました。

はじめに道の駅アルプ飛騨古川、上町農産物直売所予定地を視察いたしました。令和4年にオープンする予定で、指定管理者も決まったその予定地を視察しました。

現地で資料を基に担当職員から説明を聞き、駐車場など外装に一考ありなど、何人もの委員から忌憚のない意見が出された視察でした。

次に、広葉樹のまちづくり事業として、市内で唯一、広葉樹を扱っている製材所を訪問し、その取り組みの状況を視察いたしました。

市から補助を受けて機材を導入した民間事業所も訪問し、作業状況を視察いたしました。この事業は広大なだけに、市内外の事業所が共同企業体を組織して取引をするコンソーシアムという新しい運営形態で進めているということも確認できました。

その後、まつり会館を視察し、観光AR体験を委員全員で体験いたしました。これはスマートフォンを手に立体的な拡張現実を観光施設情報に取り入れる観光協会の事業ですが、これはスマートフォンを使いこなす技能が不可避だという感想が委員の多くから出されました。

杉崎公園も視察しました。木製遊具が老朽化し危険になったため、遊具更新の計画などを現地で担当課より説明を受けました。改めて遊具の老朽化を目の当たりにし、耐用年数を大幅に過ぎた杉崎公園の早期の更新は急務だというのが委員会としての共通の認識となりました。

河合振興事務所の裏手にある食用バラの栽培現場も視察し、現場で説明を聞きました。

最後には、松ヶ瀬最終処分場の現地調査をしました。市内唯一の埋め立て処分場で残余量など心配しましたが、あと10数年は余裕があることが確認できました。

その後、10月1日、広葉樹のまちづくりについての所管事務調査を行ない、現地視察や、広葉樹活用推進コンソーシアムの方々との意見交換をおこないました。

10月5日には、上町農産物直売所について所管事務調査を行ない、指定管理者、店長と委員会の意見交換会を行ない、その後現地視察を行ないました。

今年度市内20会場で行なった市民との意見交換会でいただいた内容は、委員会別にまとめまして、産業常任委員会としては、1つ、天生湿原来訪者への利便性の向上について。2つ、山之村小・中学校に勤務する教員の住宅確保について。3つ、鳥獣被害への継続した対策について。

4つ、上町農産物直売所施設の適正な運営について。5つ、行政区からの要望事項についての5点にまとめまして、1月17日、議長、総務常任委員長とともに市への要望書として提出いたしました。この際、市長との懇談の中で、天生湿原のトイレの改善の必要は共通認識となり、また、新年度の予算にも反映しているということは、これは産業常任委員会の活動としての成果でもありと考えております。

以上、令和3年度の産業常任委員会の活動報告と致します。

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これで産業常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第46 議員定数等特別委員会調査報告について

◎議長（澤史朗）

日程第46、議員定数等特別委員会調査報告についてを議題といたします。

●議員定数等特別委員会委員長（井端浩二）

それでは、ただいまから、議員定数等特別委員会の活動について、中間報告をさせていただきます。

今回の特別委員会の設置目的は、令和2年2月の市議会議員選挙において合併して以来、初めてとなる定数割れが起きたことに関して、議会としても定数割れの原因が何であったかを調査し、飛騨市にとって相応しい議員定数、報酬、活動のあり方等をまとめることを目的に設置をされました。

これまでの活動について報告いたします。令和3年3月19日の第1回委員会から、本年2月10日の第2回まで、計12回の協議・検討を実施してまいりました。

この特別委員会の設置目的を達成するためには、多くの市民から意見を聞くことが重要であったことから、市議会としては初めての市民アンケート調査を実施しました。具体的には令和3年10月5日から15日間の間で、18歳以上の市民2,000人を対象として調査しました。

回答者数は1,133人、回答率は56.85%、有権者数からみると5.6%になり、ある程度の回答数を得ることができたと思っております。

調査は9項目にわたり実施しましたが、その中で主な部分について報告いたします。まず、議員定数については64%の方が「適当だと思う」、31%の方が「多いと思う」、3%が「少ないと思う」という回答でした。

次に、定数割れの原因としては、22%の方が「市議会に関心がないから」、19%の方が、「仕事をしながら議員はできないと思うから」、16%の方が、「役割（必要性）がよくわからないから」という回答でありました。

結果については、2月1日発行の議会だより第72号により全戸配布をさせていただくと共に、詳細な内容をまとめたものについては、市ホームページにおいて公表し、市民の皆様へ報告をさ

せていただいたところであります。

これまでの委員会での主な意見について報告いたします。定数だけの議論では、次の選挙でまた定数割れした場合に定数を減らすだけになる。定数議論の前に、なぜ定数割れになったのかという原因をもっと追究する必要がある。

次に、アンケート調査結果の定数や報酬が多い、少ないという結果だけに注目するのではなく、議会に対する苦情や意見にしっかり耳を傾け、議会が何をしなければならないかを見極める必要がある。

続いて、合併からこれまでに、2回の定数見直しを行ってきたが、そのときの経緯や見直しに至る理由を十分に確認し、今回の議論を進めなければ市民からも理解を得られにくいので慎重に行うべきである。

最後に、面積が広く市民の意見も多様化してきている中、市民の意見を拾い上げるためには、定数を減らすばかりでなく選挙区制を導入することも一つの方法として検討する必要があるというものがございました。

アンケート調査結果から定数割れの原因では「市議会に関心がないから」ということ、また、市議会・議員に期待することについては「市民と情報を共有し市民の意見を反映させること」という回答が多かったことを踏まえ、特別委員会としても、この結果については真摯に受止め、市議会への関心を高めるための取組み、市民と情報を共有する方法、市民の意見を市政に反映させるための方法など、これからの議会活動を見直し創意工夫を重ねることが定数割れの原因を解消する1つの方法として不可欠であると、認識を改めたところであります。

今後については、アンケート調査結果や数多く寄せられた貴重な意見を参考とさせていただきながら、市議会としての役割、議員としての責任を再確認すると共に議会活動をこれまで以上に活性化させることで議会への関心を高め、本市議会にとって相応しい定数や報酬等の考えをさらに協議検討し、令和4年度の上期を目途にまとめてあげていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議員定数等特別委員会の中間報告とさせていただきます。

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これで議員定数等特別委員会の調査報告を終わります。

◆日程第47 発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵攻に抗議する決議

◎議長（澤史朗）

日程第47、発議第1号、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に抗議する決議を議題といたします。説明を求めます。

●議会運営委員会委員長（葛谷寛徳）

発議第1号、ロシア連邦によるウクライナ侵略に抗議する決議。上記事件について別紙のとおり発案する。令和4年3月18日提出。提出者、議会運営委員会委員長、葛谷寛徳。

ロシア連邦による、ウクライナ侵略に抗議する決議。ロシア連邦は国際社会の懸命な外交努力にも関わらず、隣国ウクライナへの軍事侵攻を行った。

これは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明白な国際法違反であり、本市議会は厳しく非難する。

武力攻撃にさらされているウクライナ国民を思うとき、ロシア連邦の一方的な侵略に強い憤りを覚える。我が国をはじめとする国際社会は、この暴挙を抑えるためのあらゆる外交努力を尽くし、1日も早い地域及び世界平和の実現を願うものである。

ここに本市議会は、ロシア連邦によるウクライナへの侵略に断固抗議するとともに、ロシア軍の即時撤退と平和的解決が図られることを強く求める。

以上、決議する。令和4年3月18日、飛騨市議会。

◎議長（澤史朗）

以上で説明が終わりました。

説明内容は皆様にお手元の配布の発議のとおりです。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって発議第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決をいたします。本案は原案のとおり決議することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり決定されました。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時30分といたします。

（ 休憩 午前10時58分 再開 午後1時30分 ）

◆再開

◎副議長（住田清美）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

◎副議長（住田清美）

休憩中に澤史朗議長から議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。議長辞職の件についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。それでは、議長辞職の件についてを日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第1 議長の辞職の件について

◎副議長（住田清美）

追加日程第1、議長の辞職の件についてを議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（岡田浩和）

それでは、朗読いたします。

飛騨市議会副議長、住田清美様。飛騨市議会議長、澤史朗。辞職願、このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。以上でございます。

◎副議長（住田清美）

お諮りいたします。澤史朗議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、澤史朗議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

◆休憩

◎副議長（住田清美）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時53分 再開 午後1時53分 ）

◆再開

◎副議長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。澤議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔6番 澤史朗 登壇〕

○6番（澤史朗）

1年間の議長の任期を終え、一言ご挨拶申し上げます。何分にも不慣れな議長でありましたが、議員の皆様並びに市長はじめ執行部の皆様のご指導とご協力により無事任期を終えられたこと、心より感謝申し上げます。

市民の皆様に身近で開かれた議会を目指し、努力をしてきましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、思うように活動できなかったのが残念でした。

また、議員定数等特別委員会では、市民アンケートに基づき、慎重にかつ活発に議論を重ねていただきました。しかし、結論を出すまでには至りませんでした。飛騨市の今後を占う2年後の改選に向け、引き続き議論を重ねていただきたいと思います。1年間どうもありがとうございました。

〔6番 澤史朗 着席〕

◆休憩

◎副議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時55分 再開 午後2時03分 ）

◆再開

◎副議長（住田清美）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま、議長が欠員となりました。お詫りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◆追加日程第2 議長の選挙

◎副議長（住田清美）

それでは、これより追加日程第2、議長の選挙を行います。議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎副議長（住田清美）

ただいまの出席議員は13名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎副議長（住田清美）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎副議長（住田清美）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎副議長（住田清美）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙

に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。

点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎副議長（住田清美）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎副議長（住田清美）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎副議長（住田清美）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に1番、小笠原議員、2番、水上議員を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

〔立会人着席〕

◎副議長（住田清美）

それでは、選挙の結果を報告いたします。投票総数13票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票数のうち、澤議員10票、水上議員1票、籠山議員1票、高原議員1票、以上のおりでございます。なお、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、澤議員が議長に当選となりました。

ただいま議長に当選されました澤議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知を行います。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔6番 澤史朗 登壇〕

◎議長（澤史朗）

ただいまは、皆様のご信任を得、再度、議長として認められたことを心より感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

議会として、市民の皆様にはわかりやすく、そして、親しみやすい、開かれた議会でなければならぬと考えております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、思うように活動できなかったのが、ここ2年間ですけれど、いよいよ新型コロナウイルス感染症も、少しずつ明かりが見え、日常が戻ってくることを期待しております。それに伴って、議会としても、市民のところへしっかりと足を運び、市民の意見に耳を傾け、それを市政に反映させていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会並びに議員定数等特別委員会は、引き続き調査が終わるまで継続してまいりたいと思っております。

二元代表制の一翼を担う議会として、議員皆様の意見をしっかりと聞き、そして集約し、執行部と対等な立場で、話ができるよう進めてまいりたいと思っております。まだまだ十分ではありませんけ

れども、皆様のご指導、そしてご協力をよろしくお願いいたします。

◎副議長（住田清美）

以上で、議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎副議長（住田清美）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時15分 再開 午後2時17分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議長（澤史朗）

ただいま、住田清美副議長から副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。副議長辞職の件についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件についてを日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第3 副議長の辞職の件について

◎議長（澤史朗）

追加日程第3、副議長の辞職の件についてを議題といたします。

職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（岡田浩和）

それでは、朗読いたします。

飛騨市議会議長、澤史朗様。飛騨市議会副議長、住田清美、辞職願。このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

◎議長（澤史朗）

お諮りいたします。住田清美議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、住田清美議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後2時19分 再開 午後2時19分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◆追加日程第4 副議長の選挙

◎議長（澤史朗）

これより、追加日程第4、これより副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（澤史朗）

ただいまの出席議員は13名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎議長（澤史朗）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎議長（澤史朗）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右の方から登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎議長（澤史朗）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎議長（澤史朗）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎議長（澤史朗）

選挙の結果を報告いたします。投票総数13票。これは出席議員数に符合いたしており、有効投票13票、無効投票0票であります。有効投票のうち、徳島議員12票、籠山議員1票、以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、徳島議員が副議長に当選となりました。

ただいま副議長に当選されました徳島議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔8番 徳島純次 登壇〕

◎副議長（徳島純次）

ただいまの選挙におきまして、多くの方から信任いただきまして、ありがとうございます。

また、職責の重さに身が引き締まる思いであります。職務をしっかりと遂行するとともに、議長をサポートし、議会の円滑な運営に向けて努力して参ります。今後、微力ながら、より一層精進してまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、副議長の選挙終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時29分 再開 午後2時34分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。お手元に配付しましたとおり、追加日程第5、常任委員の選任から追加日程第10、各種委員の選任についてまでを日程に追加いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認め、これらを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

◆追加日程第5 常任委員の選任

◎議長（澤史朗）

追加日程第5、常任委員の選任を行います。常任委員の選任については、委員会条例第8条、第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名いたします。

この後、休憩に入りますので、直ちに常任委員会を開催し、正副委員長を選任され、議長まで報告願います。再開は、各常任委員長、副委員長が決定次第といたします。

委員会室において、初めに総務常任委員会を開催していただき、終了後に産業常任委員会を開催したいと思っております。また、委員長が決まるまでは、年長の委員が委員長の職務を行っていただきます。よって、総務常任委員会は、葛谷議員、産業常任委員会は、野村議員に委員長の職務をお願いいたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

それでは、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時36分 再開 午後2時49分 ）

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。各常任委員会より、委員長、副委員長の報告がありました。総務常任委員長には、12番、高原議員。同じく副委員長には、4番、上ヶ吹議員、産業常任委員長には、9番、前川議員、同じく副委員長には、2番、水上議員がそれぞれ選出されました。以上報告いたします。

◆追加日程第6 議会運営委員会の選任

◎議長（澤史朗）

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条、第1項の規定により、2番、水上議員、5番、井端議員、7番、住田議員、9番、前川議員、11番、籠山議員、12番、高原議員、以上6名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに議会運営委員会を開催され、正副委員長を選任していただき、議長まで報告願います。

会議室は委員会室といたします。委員長が決まるまでは、年長の委員に委員長の職務を行って

いただきます。よって、11番、籠山議員に委員長の職務をお願いいたします。再開は、議会運営委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

それでは、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時51分 再開 午後3時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会運営委員会より、委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。議会運営委員長には、7番、住田議員、同じく副委員長には、11番、籠山議員が選出されました。以上報告いたします。

◆追加日程第7 発議第2号 広報広聴特別委員会設置に関する決議

◎議長（澤史朗）

追加日程第7、発議第2号、広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。説明を求めます。

●議会運営委員会委員長（住田清美）

発議第2号、広報広聴特別委員会設置に関する決議。次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。1. 名称、広報広聴特別委員会。2. 目的、飛騨市議会基本条例第7条、第4項の規定に基づき、令和4年飛騨市議会に関する議会だよりの編集及び飛騨市ホームページの議会情報掲載等、議会広報に関する調査研究、市民意見交換会の開催、企画及び運営。3. 委員定数は7人であります。4. 継続期間、委員会は議会だよりの編集・調査及び市民意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。令和4年3月18日提出。提出者、議会運営委員会委員長、住田清美。

◎議長（澤史朗）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑はないようでありますので、質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ないようですので、討論を終結いたします。住田議会運営委員長から提出されました広報広聴特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。

したがって、議会だよりの編集及び意見交換会を開催するため、7人の委員で構成する広報広聴特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

広報広聴特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条、第1項の規定により、1番、小笠原議員、2番、水上議員、3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員、5番、井端議員、7番、住田議員、8番、徳島議員の以上7名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに広報広聴特別委員会を開催され、委員長、副委員長を選任していただき、議長に報告願います。

なお、会議室は委員会室といたします。また、委員長が決まるまでの、年長の委員であります徳島議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は、広報広聴特別委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

それでは、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時04分 再開 午後3時09分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。広報広聴特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。

広報広聴特別委員長には、8番、徳島議員、同じく副委員長には、1番、小笠原議員が選出されました。以上報告いたします。

◆追加日程第8 古川国府給食センター利用組合議会議員選挙

◎議長（澤史朗）

追加日程第8、古川国府給食センター利用組合議会議員選挙を議題といたします。古川国府給食センター利用組合議会議員の籠山恵美子議員、住田清美議員、谷口敬信議員、小笠原美保子議員から辞職願が提出され、組合議会の議員が4名欠員となりましたので選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条、第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選は議長において指名することといたしたいと思います。これにご

異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

古川国府給食センター利用組合議会議員。1番、小笠原議員、3番、谷口議員、5番、井端議員、11番、籠山議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を、古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました1番、小笠原議員、3番、谷口議員、5番、井端議員、11番、籠山議員が古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時12分 再開 午後3時13分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第9 議案第61号 飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

◎議長（澤史朗）

追加日程第9、議案第61号、飛騨市監査委員、議会選出の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

初めに、地方自治法第117条の規定により、13番、葛谷議員の退席を求めます。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時14分 再開 午後3時14分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き会議を再開いたします。本案について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第61号についてご説明申し上げます。飛騨市監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任者でございます。提案理由は監査委員の辞任による選任でございますが、氏名は葛谷寛徳さん。生年月日、住所につきましては記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり同意されました。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時16分 再開 午後3時17分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き会議を再開いたします。

◆追加日程第10 各種委員の選任

◎議長（澤史朗）

追加日程第10、各種委員の選任を議題といたします。各種委員の選任は、ただいまお手元にお配りしました飛騨市議会構成表及び各種委員会等名簿のとおりといたします。

各常任委員会、議会運営委員会から委員会において、審査あるいは調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。これらを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◆追加日程第11 閉会中の継続審査の申し出について（総務常任委員会）

追加日程第12 閉会中の継続審査の申し出について（産業常任委員会）

追加日程第13 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

◎議長（澤史朗）

異議なしと認め、これらを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第11から追加日程第13までを一括議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の継続審査の申し出については、お手元に配付しました申出書のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって申出書のとおり許可することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

2月28日の開会から19日間、一般会計、特別会計の補正予算、条例の改正・廃止、令和4年度予算、指定管理者の指定など多数の案件につきまして、慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につきまして、可決、ご承認をいただきました。誠にありがとうございました。

本会議並びに各委員会を通じて、議員の皆様方からいただきました数々のご指摘はご意見につきましては、これまで同様にしっかりと受けとめさせていただき、各種の答弁等において申し上げた事項を含め、進捗状況を管理しながら、今後の市政運営や予算編成に反映させてまいります。

また、澤史朗議長、徳島純次副議長並びに各委員会等の委員にご就任されました皆様方には、心よりお祝いを申し上げます。

今後の円滑な議会運営、市政運営に向けてのご尽力をお願い申し上げます。

さて、この場をお借りしまして新型コロナウイルス感染症対策につきまして、少し申し上げたいと思います。岐阜県を含む18都道府県に適用中のまん延防止等重点措置が、21日の期限をもって、2ヵ月ぶりに全面解除されることとなりましたけれども、今回の内容は、コロナ禍によって2年あまりの対策の考え方を大きく転換するものであると捉えております。

従来、こうした対策の解除は、感染者数がある程度下がり切ることを見通した段階で行われていましたけれども、今回は岐阜県を含め、新規感染者数が高止りしている中で、医療負担が軽減されつつあることをもって、今後、行動制限を解除するとされたところに特徴がございます。

いわば、医療体制が維持されていれば、ある程度の感染者が発生することは構わないともいえる考えに転じたものであるという認識をしております、社会経済活動を回していくことを重視する政府の姿勢を明らかにしたものと捉えております。

これにより、保健所による濃厚接触者の調査も、医療機関や高齢者施設、家庭内に限定する一方で、学校等の調査は自治体が担当し、さらに感染防止対策がなされた一般の事業所では調査を行わないということにされました。

また、クラスターが多発するような感染の拡大期以外には、飲食店に対する時短要請やイベントにおける人数制限、移動の制限、学校や保育園に対する登校・登園の自粛要請と一律の行動抑制は行わず、地域の実情に応じて陽性者が出た場合の可能な限りの早期抗原検査、感染が疑われる場合の休暇の徹底、ワクチンの追加接種確認や、抗原定性検査等による陰性確認を行いながら、社会経済活動を回復・継続させていくという方向が示されたところでございます。

これは今回のオミクロン株の特性を踏まえたものであるわけですが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクは何ら変わっておりませんので、高齢者や基礎疾患を有する方、ワクチン未接種者の方等を中心に、依然として重症化のリスクもあるわけでございます。

こうしたことを踏まえまして市としては、これまで以上に、基本的な感染対策や検査の徹底を図る、その呼びかけを重視したいと考えておりまして、マスク着用、手洗い、手指消毒、換気などを市民の皆様呼びかけるとともに、全国に先駆けて始めてまいりましたまちなか簡易検査センターでの抗原定性検査や、市内指定医療機関における無症状PCR検査等の継続を含め、これまで以上に気軽に検査を受けられる体制を整え、飲食等を含む様々な場面での安心、安全の確保に全力を挙げてまいります。

その上で、今後、予定されている行事、イベント、会議、会合等は、十分な感染対策を講じながら、原則として計画どおりに実施をいたします。また、今般の重点措置期間内にダメージを受けた事業者や、例祭等の縮小により影響を受ける事業者への支援策、Go Toトラベルの代替施策で、4月より地域ブロックに拡大される県民割への対応等の検討を早速始めてまいります。

これらの対策につきましては、予算の追加等をお願いする場合もあるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いを申し上げます。

これから年度末、年度始めを迎えまして各会合も多い時期を迎えます。議員各位におかれましても、感染対策の徹底と、その呼びかけにご協力いただきますようお願い申し上げます。最後に議員各位の市政発展に向けたより一層の力添えをお願いいたしまして、閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言が終わりました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

それでは、本日の会議を閉じ、2月28日から19日間にわたりました令和4年第2回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後3時24分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会新議長

澤史朗

飛騨市議会旧議長

澤史朗

飛騨市議会旧副議長（臨時議長）

住田清美

飛騨市議会議員（12番）

高原邦子

飛騨市議会議員（13番）

葛谷寛徳